

通達甲(交. 執. 訓)第11号  
平成21年7月17日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

白バイ乗務員管理システム運用要綱の制定について

[沿革] 平成24年3月 通達甲(副監. 警. 教. 術3) 第7号改正

このたび、別添のとおり、白バイ乗務員管理システム運用要綱を制定し、平成21年7月17日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、白バイ乗務員管理カードによる安全管理について(昭和59年3月19日通達甲(交. 執. 機) 第7号) は、廃止する。

記

制定の趣旨

白バイ乗務員管理システムの適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

## 白バイ乗務員管理システム運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、白バイ乗務員の運転適性、運転技能、個癖等、運転に関する情報を一元的に管理し、安全運転に関する具体的かつ個別的指導を徹底することにより、受傷事故の絶無を期することを目的とした白バイ乗務員管理システムの適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

白バイ乗務員管理システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成17年6月28日訓令甲第21号）、警視庁情報セキュリティに関する規程の運用について（平成17年6月28日通達甲（総・情・企1）第5号）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監・総・情・企1）第8号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 情報の分類及び管理の基準

警視庁情報セキュリティに関する規程第5条の規定に基づく、白バイ乗務員管理システムにおいて取り扱う情報の分類及び管理の基準は、機密性2、完全性2及び可用性3とする。

### 第4 運用所属

交通総務課、交通執行課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署（島部警察署を除く。以下同じ。）を白バイ乗務員管理システムを運用する所属（以下「運用所属」という。）とする。

### 第5 管理運用体制

#### 1 対象業務管理者

交通執行課長は、白バイ乗務員管理システムの管理及び運用に関する対象業務管理者（警視庁情報管理システム運用要綱に定める対象業務管理者をいう。）として、白バイ乗務員管理システムの円滑かつ効率的な運用に努めるとともに、各所属に対する必要な調整、指導及び教養に当たるものとする。

#### 2 運用管理責任者等の指定

運用所属の長は、所属における白バイ乗務員管理システムの管理及び運用の責めに任じ、その適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区 分	警 察 署	警察署以外の所属	任 務
運用管理責任者	副署長	庶務担当課長代理又はこれに相当する職にある者	白バイ乗務員管理システムの管理及び運用の調整に関すること。
運用管理者	交通課長	業務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	白バイ乗務員管理システムの管理及び運用に関し必要なこと。
運用管理補助者	交通課課長代理	運用所属の長が指定する者	運用管理者の任務を補佐し、白バイ乗務員管理システムの適正な運用に関すること。

## 第6 白バイ乗務員管理システムへの登録等

### 1 登録所属

白バイ乗務員管理システムへの登録は、運用所属（交通総務課を除く。）及び警視庁健康管理本部（以下「健康管理本部」という。）において行うものとする。

### 2 登録

- (1) 警視庁自動車運転技能検定規程（平成24年3月13日訓令甲第2号）第4条に規定する自動二輪技能検定1級合格者について登録するものとする。
- (2) 白バイ乗務員管理システムの登録事項は、別表のとおりとする。
- (3) 別表に掲げる事項のうち、2、3及び9の事項については交通執行課において、7の事項については健康管理本部において登録を行うものとする。

### 3 登録事項の修正及び追加

運用所属の長は、白バイ乗務員管理システムの登録事項について、その内容に修正又は追加があるときは、速やかに修正又は追加の登録をするものとする。

## 第7 白バイ乗務員管理システムの活用

運用所属の長は、次により白バイ乗務員管理システムの活用を図るものとする。

- 1 白バイ乗務員管理システムに登録されている心理適性検査結果、指導事項等を的確に把握し、個別指導及び教養を効果的に実施すること。
- 2 運転技能、個癖等に問題点のある者については、その者の特性に応じた訓練を実施する等、速やかに問題点の解消を図ること。

- 3 心理適性検査の各検査項目のうち評価が低い項目がある者は、その項目の注意事項について機会あるごとに指導教養を徹底すること。
- 4 必要に応じて白バイ乗務員に健康管理本部が行う心理適性検査を受けさせ、その結果を別記様式第1号の「心理適性検査の実施結果について」により、速やかに交通部長（警視庁白バイ訓練所訓練係経由。以下同じ。）に報告すること。
- 5 特記すべき指導を行った場合は、指導事項として登録すること。
- 6 白バイ乗務員管理システムの登録内容は、安全運転に関する指導に必要な内容であるので、これをその目的以外に使用しないこと。

## 第8 異動報告

- 1 交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、白バイ乗務員に異動がある場合は、異動年月日等について白バイ乗務員管理システムに登録するとともに、別記様式第2号の「白バイ乗務員の異動について」により、速やかに交通部長に報告するものとする。
- 2 警察署長は、白バイ乗務員及び白バイ予備員に異動がある場合は、異動年月日等について白バイ乗務員管理システムに登録するとともに、別記様式第3号の「警察署白バイ乗務員の異動について」により、速やかに交通部長に報告するものとする。この場合において、自署の管内を担当する交通機動隊長に対しても通知するものとする。

## 第9 情報の管理等

- 1 運用所属の長は、出力資料を必ず施錠設備のある場所に保管して適切に管理し、紛失又は情報の漏えい、改ざん等を防止しなければならない。
- 2 入力資料を廃棄する場合は、裁断、焼却等の復元できない方法により行わなければならない。

## 第10 教養

運用所属の長は、白バイ乗務員管理システムの適正な管理及び運用について教養を行い、情報の管理及び安全対策の万全を期するものとする。

別表

白バイ乗務員管理システム登録事項	
1	乗務経歴
2	訓練経歴
3	適性検査
4	事故歴
5	指導事項
6	資格・検定
7	視力検査
8	指導員経歴
9	競技会経歴
10	区分・身体

交 通 部 長 殿

長

心理適性検査の実施結果について  
みだしのことについては、下記のとおりであったので報告する。

記

1 検査年月日

年 月 日

2 検査種別

型

3 検査結果

	氏名	性別	総合判定	検査項目										
				判断	正確	速さ	衝動	情緒	神経	うつ	攻撃	協調	感情	顕示
1														
2														
3														
4														
5														

注1 検査項目欄の判断は状況判断力、正確は動作の正確さ、速さは動作の速さ、衝動は衝動抑止性、情緒は情緒安定性、神経は神経質傾向、うつは抑うつ性、攻撃は攻撃性、協調は協調性、感情は感情高揚性、顕示は自己顕示性をいう。

2 総合判定及び検査項目の各欄に評価を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交 通 部 長 殿

隊長

白バイ乗務員の異動について

みだしのことについては、下記のとおり異動があったので報告する。

記

	階 級	氏 名	異動年月日	備 考
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	
7			年 月 日	
8			年 月 日	
9			年 月 日	
10			年 月 日	
11			年 月 日	
12			年 月 日	

注 備考欄は、職務換え又は配置換えによる異動先等を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交 通 部 長 殿

警察署長

警察署白バイ乗務員の異動について

みだしのことについては、下記のとおり異動があったので報告する。

記

1 新規乗務員

	階 級	氏 名	命免年月日
1			年 月 日
2			年 月 日

2 旧乗務員

	階 級	氏 名	異動年月日	備 考
1			年 月 日	
2			年 月 日	

3 予備員の変更

	階 級	氏 名	指定年月日	備 考
新			年 月 日	
旧			年 月 日	

注 備考欄は、職務換え又は配置換えによる異動先等を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。